介護職員初任者研修受講費補助事業　Ｑ＆Ａ

質問		回答
Q1	介護職員に該当しない職種として想定されるものは何か。	介護職員に該当しない職種として、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、機能訓練指導員（看護師、准看護師、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師・きゅう師等）、介護支援専門員、計画作成担当者、社会福祉士、生活相談員、その他の事務職等が該当します。 ただし、上記の資格を有しているだけで、介護職員として配置され、介護業務を行っている場合はこの限りではありません。
Ｑ２	看護師や看護助手として採用する場合も対象か。介護事業所で介護業務を行う場合は対象か。	Q1のとおり、研修修了後に看護師や看護助手を採用し、看護職員として配置する場合は対象外です。 看護師等の資格がある者を「介護職員」として採用・配置し、介護業務を行う場合は対象となります。
Ｑ３	もともと介護事業所に事務職として勤務していたが、今後、同一事業所の介護職員として配置転換することになった。補助可能か。	補助可能です。ただし、研修修了後６ヵ月以内に配置転換した場合に限ります。
Ｑ４	パートでも補助可能か。	介護職員として配置すればパートでも補助可能です。
Ｑ５	元々介護事業所に勤めていたが、退職している。今後、介護職員初任者研修を受講し、介護事業所に介護職員として再就職を考えている。補助可能か。	補助可能です。
Ｑ６	すでに介護事業所に介護職員として６ヵ月以上勤めており、今後初任者研修を受講予定だが、補助可能か。	対象外です。研修終了後に６ヵ月に到達する場合でも、すでに介護職員として従事しているため対象外です。
Ｑ７	すでに介護事業所で無資格で働いている介護職員が、介護職員初任者研修を修了し、法人内の別事業所に異動した場合は対象か。	対象外です。 ただし、もともと介護職員以外の職種に従事しており、人事異動に伴い介護職員に配置されたのであれば、補助可能です。
Ｑ８	補助金は法人口座に振り込んでいただけるのか。	不可です。対象者の個人口座に振り込むこととしています。